

審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第104条の4第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）
処 分 の 概 要	運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項、第6項（申請による取消し）、道路交通法第105条第2項（免許の失効）、道路交通法施行令第39条の2の4（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の5（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	14日
申 請 先	申請書は、東部、中部若しくは西部の各地区運転免許センター又は警察署の担当窓口へ提出してください（警察署の担当窓口については、本人による申請に限る。）。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部交通部運転免許課
備 考	